

家族で防ぼう「振り込め詐欺」

新聞・テレビを見ると、「振り込め詐欺」の被害や、被害に遭わないよう注意を呼び掛ける記事、番組をよく目にします。「振り込め詐欺」という類型の詐欺が知られるようになって十数年たちますが、次々と新しいタイプのもので登場し、手口は多種多様です。こうした事情もあって、被害はなかなか減らないのが現状です。振り込め詐欺の被害を防ぐ最良の方法は、犯人グループとの接触を未然に防ぐこと。そのためには、同居の有無にかかわらず、家族の協力が非常に大切です。

振り込め詐欺被害は衰えず

振り込め詐欺が世の中に知られるようになったのは、そう昔のことではありません。警察庁が「振り込め詐欺」という呼称を付けたのは、平成16年のことです。この年の認知件数は2万5,000件強、被害額は約280億円でした。その後、警察の広報や金融機関による対策が進んだ結果、被害件数・金額は平成21年にはいったん3分の1程度にまで減少しました。しかし、犯行の手口が銀行振込から、現金の直接受け渡しなどに多様化していったこともあり、再

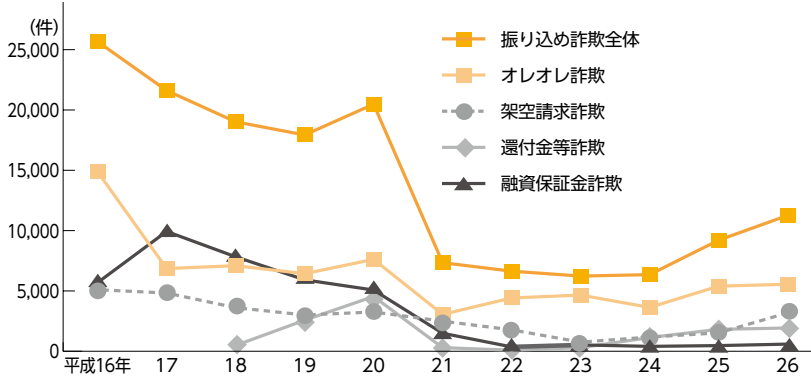
び被害が増加。平成26年には再び1万件を超え、被害総額は約380億円にまで膨らんでいます。(グラフ)

振り込め詐欺の手口とは？

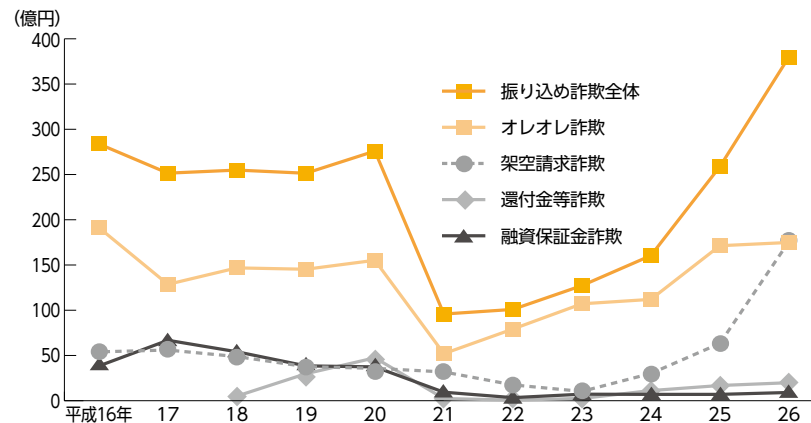
ところで振り込め詐欺とは、「面識のない不特定の者に対し、電話その他の通信手段を用いて、預貯金口座への振込みその他の方法を指示し、現金等をだまし取る」特殊詐欺の一種で、「オレオレ詐欺」、「架空請求詐欺」、「還付金等詐欺」、「融資保証金詐欺」の4つを指します。(表)

「オレオレ詐欺」の典型的なパターンは、息子を装って「会社の

グラフ: 認知件数の推移



グラフ: 被害額の推移



警察庁「特殊詐欺認知・検挙状況等(平成26年・確定値)について」より作成

取材協力：
警視庁特殊詐欺
対策本部

表: 特殊詐欺の手口

	名称	特徴	キーワード	連絡方法
振り込み詐欺	オレオレ詐欺	<ul style="list-style-type: none"> ◆息子・娘・孫など親族を装ってお金をだまし取る。 ◆会社でのトラブル、横領等の補填金のため、サラ金等の借金返済、不倫相手との妊娠示談金など、内容はさまざま。 ◆単独の“息子”等から、会社の上司・同僚、警察官、弁護士などさまざまな人物が登場する。 	「電話番号が変わった」 「風邪をひいて声がおかしい」 「病院へ行ってきた」 「電車・病院でカバン・書類等をなくした・置き忘れた」	固定電話
	架空請求詐欺	<ul style="list-style-type: none"> ◆有料サイト利用料金が未納、個人情報が漏れているなど、架空の事実を口実とした料金を請求する。 ◆未公開株の購入権利や老人ホームへの入居権利が当たったなどと架空の話を持ちかけ、必要なければ名義だけ譲ってください」などと名義貸しを持ちかけ、手続き後に「名義貸しは重大な犯罪」、「その犯罪に当社も巻き込まれた」、「裁判費用がある」、「あなたも共犯者」などと脅し、お金をだまし取る。 	「名義を貸してください」 「個人情報漏れてます」 「犯罪者になります」 「訴訟になります」 「逮捕されますよ」	固定電話 携帯電話 メール
	還付金等詐欺	<ul style="list-style-type: none"> ◆社会保険事務所や自治体の職員等を装い、医療費や年金、税金等の還付が受けられるとだまし、税金の還付手続きであるかのように装って、ATMを操作させ、被害者の口座から相手方の口座へ現金を振り込ませる。 	「医療費・税金が戻ります」 「ATMで簡単に手続きできます」	固定電話 携帯電話
	融資保証金詐欺	<ul style="list-style-type: none"> ◆架空の融資を勧誘し、申し込んできた者に対し、保証金等を先に振り込むよう指示し、融資はせずに振り込まれたお金をだまし取る。 	—	メール ダイレクトメール FAX 固定電話
振り込み類似詐欺	金融商品等取引	<ul style="list-style-type: none"> ◆「特定の人しか買えない」、「必ず価値が上がる」と、価値のない社債や未公開株などの購入を斡旋し、さらに「後で当社が高値で買い取る」などと言って購入させ、その購入代金をだまし取る。 	「必ずもうかる」 「特定の人しか買えません」 「以前の投資被害を取り戻せる」 「値上がり確実」 「高値で買い取ります」	ダイレクトメール 固定電話
	ギャンブル必勝法情報	<ul style="list-style-type: none"> ◆「パチンコ（パチスロ）攻略法」等の広告やメールで応募者を募り、虚偽の情報を提供したうえで、会員登録料や情報料の名目でお金をだまし取る。 ◆「ロト6」の当選番号を教える、「当たり馬券の番号を教える」と持ちかけ、情報提供料などの名目でお金をだまし取る。 	「当選番号が分かります」 「絶対にもうかる」	雑誌・インターネット広告 メール 固定電話

お金を落としたり・使い込んでしまった」などを理由に「すぐに銀行口座にお金を振り込んでくれ」というもの。もっとも、最近ではさまざまなバリエーションが生まれ、会社の重要な書類が入ったか

ばんを置き忘れたという状況設定で、「息子」以外にも「駅などの落とし物係」や「警察官」「上司」「同僚」を名乗る登場人物がまるでドラマのように次々に登場する「劇場型」と呼ばれるだまし

方が増えています。「架空請求詐欺」は有料サイトの入会費や延滞料金を求めるもので、「このままでは訴訟になる」と被害者を脅します。年代を問わず被害に遭う人が多く、

インターネット世代には、現金ではなく電子マネーで支払わせる手口が増えているのも最近の特徴でしょう。

このほか、架空請求詐欺の中には、言葉巧みに名義貸し手続きに同意させ、あとから「名義貸しは違法行為だ」、「犯罪です」、「警察に捕まります」などの脅し文句を並べ立て、不安を煽る名義貸し詐欺も増えています。「犯罪者になってしまったらどうしよう」と誰にも相談できない心理状態に被害者を追い詰め、「弁護士費用だ」、「逮捕もされないのに」保釈金だ」など、さまざまな名目で何度もお金を請求され、被害額が膨らんでいく傾向があります。

「還付金等詐欺」は、社会保険事務所や自治体などの職員になりすまし、「医療費や税金が戻る」などと巧みに話を持ちかけ、銀行のATM操作を指示して現金をだまし取る詐欺です。

電話だけでなく、電子メールを使った詐欺もあります。

「融資保証金詐欺」は、メールや電話などで融資の勧誘をし、申し込んできた人に対して、融資にあたって保証金や手数料などが必要だと、お金をだまし取

ります。

また、個人情報漏えいなどのニュースに乗じて、あたかも被害者の個人情報が出たかのように装い、「流出した個人情報」を削除するには手数料が必要とお金をだまし取るケースや、マイナンバーが登場するや、「マイナンバーの管理費用が必要」「早く手続きをしないと、刑事問題になる」などと、まことしやかなウソを並べ立て、お金を払わせる詐欺もあります。

ここで紹介している事例はあくまでもごく一部。特殊詐欺のバリエーションは無限にあると言っても過言ではありません。犯人グループは、世の中に次々に生まれてくる新しい商売や制度、便利な商品などに目を付け、新卒のだましのテクニクで忍び寄ってくることを、認識しておきましょう。

どうしてだまされてしまうのか？

これまで被害に遭ったときの状況や、典型的なだましの手口は幾度となく報道されており、「誰もが知っている」はずの振り込め詐欺に、今なおだまされ

る人が後を絶たないのはなぜでしょう。

こうした詐欺の被害者には高齢者が多いため、「人が良いから」「高齢で判断力が低下したから」などと考えられがちですが、決してそうではありません。

高齢者に被害が多く見られる理由を挙げるなら、それは、電話を使った詐欺はその多くが「固定電話にかかってくる」ためです。日中も家にいて、固定電話をとる機会が多いのは、やはり圧倒的に高齢の方です。つまり、犯人グループがアクセスしやすい対象が、「固定電話に出る確率の高い高齢者」であることが大きな理由なのです。

「自分の子どもの声ならすぐに分かるだろう」と思う人も多いでしょう。振り込め詐欺を働いている犯罪者の9割以上が男性で、「息子」や「孫」を装って電話をかけてくることが多いのですが、電話を通した声質は判別しにくく、「たまたま似た声の人がかけてくる」ことで、被害者はすっかり信じ込んでしまいます。加えて、「息子のため」「孫のため」となると、落ち着いてはいられない気持ちにもなってしまいます。その心理状態が落

とし穴になってしまふのです。「こうした例は、親と子が離ればなれで暮らしているからでは？」と思うかもしれません。しかし、同居している息子を装い、だまされたケースも多数あります。それほど電話の声は判別しにくく、しかも一刻も早く子どもの窮地を救おうとする焦りが判断を誤らせししまうのです。

しかも、犯人グループの行動は巧妙で、「とにかく急いでいる」ことを強調し、考える時間を与えずに親心と善意という感情に巧みに訴えかけてきます。

また、過去に2度、電話の声色から「息子ではない」とすぐに分かり、『だまされたふり作戦』で警察に協力して犯人検挙に貢献した人が、3度目の電話ですっかりだまされてしまったケースも実際にあります。「うまく撃退した」という自信や「私は大丈夫」という過信も、また大きな落とし穴なのです。

大切なのは「自分はだまされるはずがない」という先入観を捨て、そういう状況に置かれたら、「もしかしたら、自分もだまされるかもしれない」と考え、警戒することです。

どう防ぐ？
振り込め詐欺

では、どうしたら振り込め詐欺の被害を防げるのでしょうか。

〈その1〉
一番の撃退法は、
電話に出ないこと

先ほど、犯人グループが電話をかけてくるのは、固定電話が多いと説明しました。ならば、彼らがかけてくる電話に出ないことが、最も有効な予防法です。

具体的には、固定電話は常に留守番電話に設定して、知らない人からの電話は受けないようにしましょう。併せて、固定電話に自動通話録音機、撃退電話、迷惑電話チェッカーなどの機器や機能を追加することを考えましょう。

東京都をはじめ全国の自治体の中には自動通話録音機を無料で配布している例も少なくないほか、複数の家電メーカーではオレオレ詐欺撃退電話を提供し、対策を呼びかけています。

自動通話録音機は、着信があっても直ぐに呼び出し音を鳴らすのではなく、まず相手方に「通話内容を自動録音する」メッセージを流したうえで、呼び出し音を鳴らします（同時に通話を録音してくれます）。メッセージを聞いた犯人グループは電話を切ってしまうといけません。警視庁によれば、自動通話録音機を取り付けた家庭で被害が出たケースは、都内ではこれまで確認されていません。

＜その2＞

自分から息子の所在を確認する

万が一、電話に出てしまった場合に相手方が息子を名乗ってきたら、いったん電話を切り、改めてこちらから息子さんとコンタクトを取ることで、「電話番号が変わった」というセリフは詐欺の常套文句。過去に息子さんから聞いた電話番号や勤務先に必ず問い合わせをしてください。本人と話せば100%、被害は未

然に防ぐことができます。

＜その3＞

見知らぬ人にはお金を渡さない

巧みな言葉にだまされてしまい、お金の受け渡しの段階まで進んでしまった場合、最後の防波堤となるのは、「本人でない限り、決してお金を渡さない」ことです。最初は「自分が行く」と言っていた「息子」は、直前になって、「やっぱり行けなくなつた。代わりの人に頼むから、その人に渡してほしい」と、自分ではない人を差し向けると言ってきた。それは当然です。もともと息子本人が電話をかけているのではないのですから。犯人グループの口上に耳を傾けながらも、息子の顔を見るまでは「詐欺かもしれない」と疑い続け、最後の最後に「息子じゃないから」という理由で突っぱねて被害を回避したケースもあります。とにかく「本人かどうかを確認すること」が被害に遭わないための鉄則です。

子・孫世代、家族ぐるみで対策を

高齢者に多い振り込め詐欺の被害を防ぐためには、「私はだまされないので大丈夫」という両親・祖父母の言葉を、子・孫世代の若い人たちが鵜呑みにせず、「若い自分たちも含め、誰でもだまされる可能性がある」という認識を持つことが重要です。そして、「わが家の財産を守るのは自分たちの役目」であり、次世代の責任であるというくらいの意識を持ちましょう。

対策として実践してほしいのは3点です。

- 撃退電話機器を実家にプレゼントする
- 本人確認の合言葉を決めておく
- お金のルールを決めておく

固定電話で話をする際は必ず決められた合言葉を交わす、あるいは留守番電話にしておき、本人確認となる合言葉を聞いてから電話を取る、という習慣を

つけておけば安心です。

また、「お金を借りるときは、必ず会って直接話をする」など、ふだんから家族間で約束事を作っておくことも役立つでしょう。

被害を未然に防いだ例では、やはり「本人に連絡がとれた」、「金融機関でお金をおろそうとして声をかけられた」などのケースが多く、ほかの人が介在して冷静に戻ることができた場合がほとんどです。つまり被害者は、一人では判断できない心理状態に追い詰められているということです。

例えば、「お父さんに言わないで」という「息子」の言葉を信じきってしまった、母親がわが子を救えるのは自分だけだと思いつき、誰にも相談できないまま被害に遭ってしまうケースもしばしばあります。

家族の中で、「大事なことは一人では決めない」という関係づくりも、とても大切なことです。

ただ、こうしたルールが生きるかどうかは、普段からの家族・親族間のコミュニケーションの善し悪しにかかっています。お父さんやお母さんの考え方や行動を「古い」とか「老いては

「子に從え」とか言って蔑視せず、親身になって話を聞いてあげる。ことがコミュニケーションの出発点です。何でも相談できる関係や雰囲気がないと、ルールは有名無実になってしまいます。

全国の振り込み詐欺における被害金額の平均は1件あたり約

360万円。コツコツ貯めた財産を詐欺で失うことは、お金の問題だけでなく、もっとほかの大きなものを失ってしまうかもしれない。そんな時は、悔やんでも悔やみきれません。今すぐ、家族みんなで予防策を講じましょう。

被害の回復は難しい

被害に遭ったお金が戻ってくることはあるのでしょうか？

平成20年6月から施行された「振り込み詐欺救済法（犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律）」により、お金を銀行振込させる初期のタイプの振り込み詐欺の場合には、金融機関が被害者の振り込んだ口座を凍結（利用停止）することができるようになりました。被害者からの申請によって、被害額の全部または一部を被害回復分配金として受けることができます。ただし、被害者へ分配される額は、振込先口座が凍結された時の残高が上限となります。被害額の全部を国や金融機関が補填するというものではありません。

また、平成24年からは、公益財団法人日本財団を窓口にして、「振り込み詐欺救済法に基づき、犯罪被害者等の支援事業（奨学金事業、民間団体に対する助成事業）」が行われています。犯罪被害などに遭った家族の子どもを対象として、社会的自

立を促すという観点などから、無利子で奨学金を受けることが可能です。

しかし、最近は手口が巧妙化し、銀行振込による方法が減って、直接現金を受け取りにくるケース、宅配便やレターパックで送らせるケースが主流です。現行犯で逮捕することができればその場で現金を差し押さえられますが、いったん持ち去られてしまえば、もう現金の行方は掴めなくなってしまうのが実態です。残念ながらお金が手元に戻ることもありません。

被害はお金だけではありません。被害に遭った人の中には配偶者や子どもたちに責められ、家族関係が悪化したり、自責の念から一人で悩み続けてしまったりする人、さらに被害に遭ったことすら言い出せない人もいます。被害後も非常に苦しい思いをするなど、心理的な影響も大きいのです。

そこで各都道府県の警察署では被害者のアフターケアとして、心理面でも相談窓口の活用を薦めています。

相談窓口

■振り込み詐欺の相談窓口

被害に遭いそうな場合は至急「110」番に通報してください。家族と連絡がとれ、途中で気が付いた場合などは、「だまされたふり作戦」により、警察官が駆けつけ、犯人検挙に結びつくこともあります。

実際に被害に遭ってしまった場合の相談窓口は、最寄りの警察署、または警察相談専用電話「#9110」（全国共通）が設置されています。

■架空請求や不当請求などの相談窓口

架空請求や不当請求などの相談は、最寄りの消費生活センターに相談してください。最寄りの消費生活センターがご不明の場合は、独立行政法人国民生活センター「消費者ホットライン」局番なしの「188（いやや）」番または「0570-064-370」に。

■架空請求メールが届いたときの相談窓口

パソコンや携帯電話に心当たりのない請求メールが届いた場合は、次の警察庁ウェブサイトを参考にしてください。

インターネット安全・安心相談

URL: <https://www.npa.go.jp/cybersafety/>

■キャッシュカード詐欺の相談窓口

警察官や銀行協会職員を名乗る者からの電話などで不審に思った場合は、最寄りの警察署や相談窓口（#9110）に相談してください。

■未公開株・社債などをかたった詐欺の相談窓口

日本証券業協会でも相談を受け付けています。

未公開株通報専用コールセンター

0120-344-999

■日本銀行の関与を装った不審な連絡・勧誘などにご注意ください

日本銀行やその関与を装い、現金等の金品をだまし取ろうとしたり、金融機関の口座情報や財産状況等を聞き出そうとするなどの事案が発生しています。電話やメール、訪問等により、日本銀行の関与を装った不審な連絡・勧誘などを受けた場合には、最寄りの警察等にご相談ください。